

(別記様式3)

県営ゴルフ場の管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和3年6月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

ア 玉村ゴルフ場

所在地	佐波郡玉村町角渕5006
設置年月日	昭和51年9月19日
敷地面積	517,711㎡
主な施設・建物	コース：全長6,572ヤード、18ホール、パー72 クラブハウス：鉄骨造2階建 1,606㎡

イ 前橋ゴルフ場

所在地	前橋市川原町1-42-14
設置年月日	昭和55年4月28日
敷地面積	420,010㎡
主な施設・建物	コース：全長6,333ヤード、18ホール、パー72 クラブハウス：鉄骨造平家建 686㎡

ウ 板倉ゴルフ場

所在地	邑楽郡板倉町板倉777
設置年月日	昭和59年10月21日
敷地面積	446,020㎡
主な施設・建物	コース：全長6,554ヤード、18ホール、パー72 クラブハウス：鉄骨造2階建 1,136㎡

エ 新玉村ゴルフ場

所在地	佐波郡玉村町川井1065-1
設置年月日	昭和60年10月28日
敷地面積	539,949㎡
主な施設・建物	コース：全長7,051ヤード、18ホール、パー72 クラブハウス：鉄骨造2階建 882㎡

(2) 施設の設置目的

河川敷の荒廃防止と有効活用を図りながら、幅広く県民が身近で気軽にスポーツに親しめる場の提供を通して県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

(3) 指定管理者制度活用の目的

平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間の経営手法を活用した様々なサービスを提供することにより、制度導入前を上回る利用実績を上げており、利用者からも高い評価を得ている。引き続き、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、施設の効用を最大限発揮し、県民サービスを更に向上することが可能と考えられることから、指定管理者制度を採用する。

(4) 指定の期間（予定）

3年間（令和4年4月～令和7年3月）

理由：令和3年度にゴルフ場事業の今後のあり方検討を実施予定であり、
検討結果を早期に事業運営に反映させる必要があるため。

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用する。

(6) 企業局への納付金の下限額（予定）

企業局がゴルフ場設置者として必要な経費を次のとおり指定管理者に納付させる。

また、この他に、利益が一定割合を超えた場合はその一部を納付金に加算する。

ア 玉村ゴルフ場	3年間の総額511,500千円	各年度170,500千円
イ 前橋ゴルフ場	3年間の総額369,600千円	各年度123,200千円
ウ 板倉ゴルフ場	3年間の総額594,000千円	各年度198,000千円
エ 新玉村ゴルフ場	3年間の総額485,100千円	各年度161,700千円

（消費税等の税率は10%で算定）

(7) 施設の管理運営方針

ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。

イ 少子高齢化社会を迎え、世代・性別を超えたゴルフ人口の拡大を図り、地域経済の発展や地域振興に努める。

ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービス向上を図る。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

(ア) ゴルフ場の利用の承認等に関する業務

(イ) ゴルフ場の利用の承認の取消し等に関する業務

(ウ) ゴルフ場の利用料の収受等に関する業務

(エ) ゴルフ場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(オ) 前各号に掲げるもののほか、ゴルフ場の管理に関する事務のうち、企業管理者が別に定める業務

イ 要求水準

募集要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求水準を定める。

ウ 成果目標

施設利用者数 45,000人

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。

理由：公募の対象範囲について、事業の性質上、県内に本社又は本店を有する事業者だけでは十分な競争条件を確保できないため、県内に事務所・事業所を有する事業者に対象を広げるものとする。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、ゴルフ分野に関する有識者、施設利用代表者から7名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和3年 5月
選定委員会の設置	6月
募集期間	7月～8月
募集状況の県議会への報告	9月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程 （審査経過の県議会への報告）	11月
指定、協定の締結、引継	令和4年 1月～3月
指定管理期間開始	4月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 玉村ゴルフ場

ア 施設の管理者

(株)三商

イ 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和元年度実績

単位：千円

収入		支出	
利用料収入	368,864	管理運営費	243,747
営業外収入	11,803	県納付額	144,953
収入合計	380,667	支出合計	388,700

ウ 施設利用の実績

令和元年度実績 施設利用者数 50,452人

※ 台風・雪による休業日数 21日

(2) 前橋ゴルフ場

ア 施設の管理者

久松商事(株)

イ 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和元年度実績

単位：千円

収入		支出	
利用料収入	291,600	管理運営費	245,819
営業外収入	20,494	県納付額	57,253
収入合計	312,094	支出合計	303,072

ウ 施設利用の実績

令和元年度実績 施設利用者数 48,566人

※ 台風・雪による休業日数 8日

(3) 板倉ゴルフ場

ア 施設の管理者

東急リゾート&ステイ(株)

イ 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和元年度実績

単位：千円

収入		支出	
利用料収入	482,581	管理運営費	274,955
営業外収入	21,164	県納付額	186,783
収入合計	503,745	支出合計	461,738

ウ 施設利用の実績

令和元年度実績 施設利用者数 54,031人

※ 台風・雪による休業日数 8日

(4) 新玉村ゴルフ場

ア 施設の管理者

金井興業(株)

イ 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和元年度実績

単位：千円

収入		支出	
利用料収入	366,709	管理運営費	236,046
営業外収入	6,102	県納付額	140,552
収入合計	372,811	支出合計	376,598

ウ 施設利用の実績

令和元年度実績 施設利用者数 48,755人

※ 台風・雪による休業日数 13日